

平成 30 年度 山形県消費生活審議会及び山形県消費者教育推進協議会

〔開催概要〕

- 1 開催日時 平成 31 年 2 月 5 日(火) 13:15～15:15
- 2 開催場所 県庁 7 階 701 会議室
- 3 出席者
委員：小笠原奈菜、高橋恵子、東海林かおり、長岡克典、向田敏、山田千賀子、
安部芳晴、池田香、石塚久子、沖田美代子、井上弓子、鈴木正和、
保科なお子、丸森典子、和田敏
以上 15 名
事務局：佐藤危機管理監、笹原くらし安心課長、茨木課長補佐（司会）他

〔次第〕

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
 - (1) 正副会長の選出について
 - (2) 被害救済部会委員の指名及び部会長の選出について
 - (3) 山形県の消費者行政の推進状況等について
 - (4) 消費者教育の進捗について
 - (5) 山形県消費者基本計画の取組み事項の実施状況について
- 4 その他
- 5 閉会

【議事録】

3 議事

- (1) 正副会長の選出について
 - (2) 被害救済部会委員の指名及び部会長の選出について

⇒選出結果についてはHP掲載の「審議会委員名簿」参照

- (3) 山形県の消費者行政の推進状況等について

(事務局)

【資料に基づき説明】

(議長)

ただいまの事務局の説明について、意見、質問はあるか。

(委員)

昨今問題になっている悪質業者、受け身の方ではなくて向こう側の業者、例えばインターネットの接続関係の「〇〇でございます。」と名乗ってくる業者のようなだます側に対する県の方の規制というようなものはないのか。

(事務局)

消費者に電話をかけてくる事業者等に対してというものはない。相談を受けて、そういった事業者が仮にいとすれば、そういったやりとりは出てくる可能性はあるが、やはり直接私どもの方から、何かそういう行為を行うということはなかなか出来かねている状況とと思っている。

(委員)

消費生活相談件数に関連して、高齢者に関する相談のうち、詐欺的な手口に関する相談割合がH29年になって突然増えているような印象になっているが、この傾向はどのように捉えているか。相談が増えているということなんだろうけれど。

(事務局)

消費者からのそういった相談やセンターで相談を受ける中で、ここに記載するような項目を入力し、だますというような相談が結果的に増えるといった状況になる。28年度と比べて多くなってきているが、それについての分析というものはしてはいない。

(委員)

質問の意図は、直感的に、これはいいことなんじゃないかということで発言した。いろんな広報や啓蒙の結果、お年寄りの方が、相談先としての関係機関を知り始めて、相談が増えてきたという捉え方はないのか、という意味もある。

(事務局)

消費者の方とか、相談員の方で、そういう心象を強く持った件数が増えてきているという部分では、委員からお話しあった分析の中で、消費者側の方から相談をいただいた部分もあった。実際の数字では、事業者からの請求に関する相談など29年度は920件ほどの件数が最近の特徴的な消費生活相談の中で増えてきているというような状況である。最近の相談の特徴的な部分で、そういった心象を持たれる、あるいは私どもの方で詐欺的な手口だ、というような分類をする件数が増えてきている状況がある。

(委員)

付け加えると、悪質な事業者の方のテクニックが最近非常にアップしている。自分は事業をやっていたので、対お客様への対応として電話では、「結構です。」という言葉をよく使うが、今までは「いいえ、結構です。」という意味で使っていた。私も経験があって、「〇

〇のほうです。」と言われて、「結構です。」といった瞬間に、向こうの方は録音しているから「引き続き当社をよろしく申し上げます。」と言い、ガチャッと切られたことがあった。「あれ。これはマズいな。」と思い、その日のうちに酒田市の消費生活センターに相談して対応してもらい、「お客さんが確かに断ったが、確認せずに電話を切られてしまった。本人がここに来て、確かに断っていますから、もう電話しないようにしてください。」と事業者の方に伝えてもらったことがあった。事業者のだますテクニックの方が非常にアップしていて、自分は大丈夫と想着いても、持っていきかたが上手いので、お話しした。

(事務局)

そのような事業者の方と話をしてしまい、どうしても、巧みな手口でだまされてしまうといったような状況になりかねないところがある。県では、28年度に録音機能付きの電話装置を試験的に活用した事業を県警と一緒に実施し、各消費者の方にも使用してもらい、検証したところ、直接的にやりとりをしないことができる点で、効果が高いことが実証された。こういった機器を活用しながら、悪質事業者とやりとりをしないよう呼びかけているが、引き続き、そういった意見を踏まえて取組みを進めたいと考えている。

(委員)

商品・役務別相談内訳で、商品一般が一番多いというのは、分類の仕方が上手くいっていないと思った。身に覚えのない請求が商品一般に含まれているが、身に覚えのない請求は商品・役務別というよりも、手段というか手口の問題なので、その分類の仕方が適切になされているのかなと思った。アマゾンのギフトカードの場合は商品一般に入っているが、元となるアマゾンギフトカードで何を買うかといえばデジタルコンテンツなので、分類の仕方によって、この数字というのは大きく変わるのではないかなと思った。

商品一般の備考欄にある不審な電話・メールというのも、手口の話で商品・役務とは違う視点かと思ったので、なかなかそこらへんの振り分けが難しい、と思った次第である。

(事務局)

先ほど説明した中に、商品一般でいろいろな請求の中に、アマゾンギフトカード、ヤフーカードやSMS等こういったもので、架空請求が来るようなケースがあると説明したが、分類としてデジタルコンテンツに入るようだ。身に覚えのない請求については、最近また、公的機関の名前を名乗るハガキなどを使った請求がある状況で、このような結果になっている。

(委員)

身に覚えのない請求という手口は、商品一般でもあるし、デジタルコンテンツにも身に覚えのない請求もありうるので、分類するとすれば、商品一般のなかにはどのような商品が入っているのかということを書いた方が適切なのかなと思ったので、意見を述べた。

(事務局)

商品一般の内容を確認しながら表記の方法、備考の書き方について、整理をしたい。

(委員)

今のことに関連して、私のところに来た実際のハガキを持ってきたが、消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせというハガキが来た。本当にいいかげんな文章だが確かめなくてはということで、差出人が、〇〇法務管轄支局というようなところだったので、法務局に行ってお訊いたところ、「こんな支局なんてありません。」と言われて、「絶対電話しないでくださいね、細かく裁断して捨ててください。」ということだった。交番に行ったら、婦警さんが、「ああ、そうですか。女性の方に来るのが多いんですね。電話しないでくださいね。」ということだった。今は仕事をしているので、こういった文書が来ても、変だとすぐわかるけれども、きっと高齢者だったら、ドキッと電話してしまうだろうなと思っていたら、案の定何か月かしたら、新聞にお金を盗られてしまった、という記事が載っていた。やっぱりこういう場面では、消費生活センターに相談なんだろうけれど、すぐに繋がらなかったのも、きっと一般の方も、消費生活センターというのはわからないだろうし、貸金詐欺にしてもそうだけれど、何か一時こういうものが集中してくる時期に、新聞に出すとか、ネットで知らせるとか、今こういうものが出回っているのを気を付けてくださいというお知らせができないものかなと思っている。

(事務局)

最近の傾向として、相談の中でもハガキによる請求が来たという件に関する相談がやはり多くなっている。そういった案件について県のホームページで注意喚起を行い、消費者の方に情報を提供している状況である。ホームページだけでなく、消費生活センターニュースなどにも掲載をし、あるいは新聞の特集の中で取り上げてもらうなど、できるだけ速やかに注意喚起の情報が県民に届くような様々な啓発の取り組みを行っていきたくと考えている。

(委員)

今ほどハガキが来たということで、私の家にも来ており、差出人をみたら、そういった機関がないということがわかったので、架空のものだった。私どもの団体は、県の4ブロックに分かれており、例えば庄内の方に今のような話しをすると、「うちのところはこの間だったが、お前たちの方に移ったんだな。」とか、出す方も地域別によく分けて出しているから、誰がどういう風にといいまでは調べないが、そういうものを連絡しあって、隣同士だけではなくて、私たちの団体でいろんな話をするとわかることがある。質問だが、消費の相談から裁判にまでなった事例が、これまであったか。もし、裁判になったときに、専門的な知見のある方、例えば弁護士はもちろん、家屋調査士とか、社会保険労務士とか、そういう資格保有者が、困難事例に入ってきているか、という質問である。

(事務局)

私どもの消費生活相談員は、市町村の相談窓口で受けた相談について、消費者と事業者のやりとりをする中で、非常に難しい案件があると、県で助言を行うという場合があるので、そういった状況を記載した。先ほど話のあった、裁判関係とか、訴えまで行き着くようなものになると、なかなか相談員だけでは対応が難しい場面、消費生活センターでは対

応がなかなか難しい状況もあるので、法的な措置等を求めるような消費者の希望があれば、弁護士会とか、無料の相談窓口の紹介をしながら、繋ぐというケースも多々ある。

(委員)

今の発言で、法テラスという無料の相談窓口がある。そちらに相談すれば、裁判になったときも金額を分割してくれるとか、経費の軽減ができるので、もしややこしくなったら、そちらで相談してはどうか。消費生活センターとは繋がっているのか。

(事務局)

法テラスとか、様々な専門の各協会の相談窓口等を紹介している。

(議長)

山形県消費生活センターと県弁護士会では顧問契約を結んでおり、弁護士が3名、いわゆる消費生活相談員の相談をうける弁護士ということでやっている。いつでも3人の弁護士の誰かに電話で訊いていい。山形市のセンターとも同様の契約をしている。困難な事案は弁護士に直接相談して、ということになっている。また、先ほど専門的な知見という話が出たが、確かにたくさんある。〇〇協会とか、〇〇専門会とか、そういったところに県の名前で問い合わせると、回答してくれる。公的なところが公的なところに訊くと、かなり専門的なことを訊ける。それと国民生活センターに訊くと、弁護士でも難しい案件もかなり高度な回答も訊け、やはり一人一人の職員の努力のおかげで、ひとつ案件があるとそれがどんどん他の相談員にも伝わり、解決力が上がっていく、という非常によく調べていると感心することもあった。

(委員)

裁判は時間が大変かかり、手間ひまはものすごく膨大で、弁護士費用も十万単位で五十万くらいかかる。そこまでやるようなケースは、本当に一握りである。弁護士が関与したからといって、いきなり裁判するわけではなく、交渉で解決していることの方が圧倒的に多い。それよりも消費生活センターの相談員が解決しているケースがほとんどで、案件を多く扱っているのが弁護士より詳しいことが多く、本当に解決が難しいというときだけ弁護士が来て、弁護士の名前で解決できることもあるが、裁判になったら負ける可能性が高いこともある。裁判は負けることの方が多という状況なので、米沢市や置賜総合支庁の相談員の方のレベルはとても高いが、他の市町ではそうでない方もいるかもしれないので、もっと相談員を増やして、レベルを上げることが住民の方には良い影響があると思う。

(委員)

あっせんをして解決したけれども、また、同じ事業者の件で、また別な個人から相談されたというような例があれば、またそうした場合に消費生活センターの方ではどこまで踏み込んで対応しているのかということについて聞きたい。

(事務局)

一旦相談があり、あっせんに入って、またその同じ事業者が別の消費者の方と同じトラブルを起こした場合に、注意喚起の情報を出すことがある。ただ、実際にその同じような

ケースそのものになるかどうかは、その消費者あるいは事業者のケースの内容ごとに異なり、おおまかな事業者の概要は一緒だが、相談内容が様々という状況がある。あっせんでも一回解決したけれども、そういった知見を元に、新たな相談に取り組むということがくり返される場合でもそのような対応を進めているという状況にある。

(委員)

あっせん・解決というと、同じ事業者からも何度かあるが、事件性の高いものは、警察の方と連携することに努めている。また普通の消費者トラブルの関係だと、やっぱり事業者も、賢くて、全く同じ手口を使わない場合もある。同じような場合もあり、その場合は基本は消費者の自主交渉だが、高齢者、あるいは自分であっせんするのが困難な方、事業者と話をするのもこわい、という方もいるので、消費生活センターが間に入ることもある。ただ、相談員は代理人ではないので、両方の意見を公平に聞いて、中立な立場で、一番いい方法を探していくという手法を説明したほうが早い。消費者の希望や判断と、もちろん法的におかしければ、弁護士会にも相談するし、ひとつとって同じケースはないような状況である。ただ今回の架空請求も全く同じものがばらまかれている状況では、いち早く、情報を提供しハガキは裁判所からは行かない、というメッセージをいろんな手法を使って、民生委員さんの家庭に行かれる訪問のツールを使ってお願いしたりして、とにかくいろんなところをお願いし、やっぱり今度は、ハガキはダメだと法務省の方でもホームページの方で流すと、重要というハンコを押した封書で、架空請求を出して、山形市にも数件「これなんだ？」という問い合わせが来る。いちごっこで悔しい限りだが、同じケースがあってもやはり、情報を共有してすばやく、午前中に電話がきたら午前中のうちに、情報を共有をして同じ被害が出ないような相談体制をとるということをしているが、なかなか減らない。だが、逆説として、いろんな周知方法で周知しているなかで、気軽に相談できるような体制に少しずつなってきたのかなというところもある。警察で出している特殊詐欺被害、オレオレ詐欺の被害件数と被害額など詳しい資料は持ち合わせていないが、件数はここまで増えていないような覚えがある。警察に被害届があった件数なので、警察にも届けず、センターにも相談せずという中で被害にあっている方は掴めていないが、警察に被害を届けた件数と相談に来た件数では、相談の方が多くなっているのでは未然防止が少しずつ広がっているのではないかということ、さらにそこを強化していきたいと、センターの立場としては思っている。

(議長)

また、違う角度で、適格消費者団体という団体が仙台市にある。これは一般的なもの、契約条項が問題で、毎回同じようなトラブルが起こるときに、消費者契約法やその他の法律に反している契約条項をやめなさい、という裁判までいくという機関がある。こちらの相談員の方にもそういう話はしているが、契約条項が問題で何回も起こるようなものであれば、契約条項から変えてしまう、一回払ったものは返さないというような契約条項を防止する活動はNPOでやっているのでは、相談員の方にも情報を提供している。そういった

形で法律が改正されて、契約条項が変更されて解決できるようになってきている状況だと思っ

ている。被害回復から予防するという流れになってきているということだが、このハガキの例にもあるように、なんでそんなハガキがそもそも送られてくるのか、という疑問がやはりあると思う。ハガキ自体が詐欺なのではないか、なぜ摘発できないのかと。やはり事業者側を摘発とまでは言わないが、予防を超えたところを考えると、県内で対応できるかは別として、なんでそんな事業者がのさばっているのか、皆さん警察に行くとシュレッダーしろと言うが、それは詐欺の証拠じゃないかと。そこを摘発できるかという難しい問題だが、今、そんなの無視しましょうとなっていることが、果たしてそれでいいのかと。やはり予防、啓発、啓発と言われているが、事業者側に対する行政指導などの権利もあるわけなので、やはり、難しいというのものもあるが、詐欺する側に積極的に何か働きかけができるように、県内だけの問題ではないと思うが、何かもう無視しなさいということで収まっていることが、本当にいいのかと。それではやはりなくなるのではないかと。今、この話を聞いていて思ったところであり、やはりもう一歩進んだ段階に行かないと、やはり根絶は難しいのかな、と皆様の意見を聞いて考えた。

(4) 「消費者教育の推進について」

(事務局)

【資料に基づき説明】

(議長)

ただいまの事務局の説明について、意見、質問はあるか。

(委員)

この「社会への扉」を、見たところ、すごくコンパクトにまとまっていて、来年度高校の授業で100%活用するようだが、これまでなかなか学校で、こういう教育はカリキュラムに入れにくいとか、うちは進学校なのでちょっとやれませんが、とか言われてきたけれども、法律施行に向けてかなり進むというように理解してよろしいか。

(事務局)

ほぼ100%と申し上げた数字は、学校数で、人数ではない。取り組む学校によっては全員にということではないので、その点について理解をいただきたい。今年度の取組みについては、教育委員会や私立学校の担当部署も理解を示し、そちらからの学校現場への働きかけがあり、取組みとしてはこのように理解を得てきているというところである。

(委員)

成年年齢の引き下げで18歳から成人になるので、それがどのくらい進むか。全部の学校の一部の生徒という話があった。高校で卒業後就職される方を主にやるということかもしれないが、そもそも大学生になっても18歳になるわけなので、参考までにそういう

ことを知らないと危険である。国から言われて今後変わるからやるというのではなく、これを機会に進めていただきたい。特に県に希望するのは、教育委員会との調整をしていただきたいということである。

(委員)

やはり若い高校生の教育はすごく重要だと思っていましたが、これを配って終わりということではなく、これをどのように使ってもらいたいのか、例えば、家庭科とか公民科とか、具体的な教科の授業やホームルームでの使い方の例のようなものを示すとか、例えばどのようなことに使ったか学校に追跡調査をしていただきたい。学校にはこの消費者教育以外にもたくさんの授業があって、年金とか税金とか社会教育的なものがたくさん配られてくるので、おそらく配布はすると思う。教科書の範囲として、公民科とか家庭科のなかでは消費者教育もあり、今からその分野では必要となってくると思う。教科書は何年も前から作られているものが多いので、この資料のように新しいものを学校に情報提供するのも有効と思った。そして上山明新館高校でやられているような消費生活講座は、とくに卒業生に向けては各校何講座かやっていると思う。年金とか税金とか、各校回ってきて、是非そういった授業をやらせてくださいというようなアピールが結構学校にはある。ただ、学校でも時間の制限はあるし、そんなにたくさんのものはできない中で、この消費者教育も力を入れて、学校で取り入れてもらい、より専門家の話は定着するので、高校への出前講座に力を入れていただきたいと思う。

(事務局)

国では4つの省庁で連携し、アクションプログラムを作って推進している。この中で文部科学省では、学習指導要領の中でそういった教育を取り上げていくと位置づけながら、先ほどの公民科や家庭科の教育の現場で進めていく。私どものほうも、先ほど、税金や年金との競合の関係から、やはりそちらの先生方にも周知を図り、また、アプローチを図るということで進めていき、実際現場で取り上げてもらえるように、また、成果を挙げられるように取り組みたいと考えている。

(委員)

同じく「社会への扉」の活用だが、2017年度は、徳島県内の全高校で授業を実施し、その効果を検証したということだが、徳島県ではどういう風に活用し、具体的にどういう授業で、何時間くらいやっていたのかという点と、もしこの検証結果で具体的なメリットがわかれば教えて欲しい。それに加え、徳島県の状況が山形県においても何かヒントになるのか、あるいは、山形県はちょっと事情が違って徳島県ほどはできないとかいうところがあれば、教えて欲しい。

(事務局)

徳島県には、消費者庁のサテライトがあるためモデル的にやったと思う。実施した結果が、取組事例として配布されて、これについても教育委員会や関係する部署には送っているが、参考にしてもらうよう再度声掛けしたい。今、覚えている範囲で申し上げると、必

ずしも社会科、公民科や家庭科の中で取り組むというのみならず、ホームルームの中で取り上げるのも、場合によっては許容されているので、取り組みやすい方法で活用してもらおうよう周知していきたい。さらに出前講座も、今後PRをしていきたいと考えているが、今年度、高校教育課から声掛けがあり、教育センターで、高校の家庭科の先生を対象に出前講座を開催する場面を設けてもらうことを2月に予定している。今後もそういった先生方への情報提供をさせていただき、先生方の理解を深めてもらう場面をいただければと思っている。

(委員)

ケロちゃんの着ぐるみは、何着くらい作成するのか。

(事務局)

一着である。

(委員)

例えば、ごみゼロくんは何着かあって借りることもできると思う。

(事務局)

ごみゼロくんは貸し出しができるようになっており、県民の方も申請すれば借りられるようになっていたかと思う。

(委員)

ケロちゃんのキャラクターの絵は、申請すれば使用できるのか。

(事務局)

ごみゼロくんは、使用について制度化しているが、こちらではまだそういったことは想定していない。

(議長)

今後、検討してもらおうということでもよろしいか。山形県の消費者問題に限定して、統一的に広報に使うのも知名度が上がっていいと思う。著作権の問題もあるので、変に使われてはということもあり、なかなか難しいということもあるかと思うが、いい意見もあるので、何とか検討いただきたい。着ぐるみがあると人の集まりが全然違うので。

(委員)

チラシ配布でも、総合支庁の職員が着ぐるみを被ったりするとすごくかわいいので、こどもたちが集まってきて、触れ合ったりする。

(委員)

弁護士による消費生活法律授業は、私の何度か担当した。消費生活相談員が小中高校で行っている出前講座はどのくらい実績があるのか。

(事務局)

今年度の現時点で、中学と高校で14件ほど行う予定で、今後さらに開催が見込まれるという状況である。昨年度は、20件ほど実施している状況である。

(委員)

全部相談員が行っているのか。

(事務局)

消費生活相談員を含め消費者教育推進員がそれぞれのセンターに配置になっており、最上、置賜、庄内ではその消費者教育推進員が出前講座を行っている。県センターでは相談員、それ以外ではその消費者教育推進員が出かけて講座を行っている。

(委員)

弁護士には、いろいろ制約もあるので、回数を増やすというのには限度もあると思う。そういった方がもっともっと沢山やって、全生徒にというのは1年で回すには無理かもしれないが、何年かで県内の中高生全員に話ができるくらいの、目標を持ってやった方がいいと思う。

(事務局)

消費者教育については、成年年齢引下げまでの期間において、消費生活出前講座を活用してもらえるように、各関係機関、各校に働きかけをしていきたい。

(委員)

先ほど消費者教育のコーディネーターが4名、配置されたと聞いたが、コーディネーターの配置場所と、具体的な業務を教えて欲しい。もうひとつは、消費者力アップ講座で、幼児と小学生を対象にしているようだが、内容を参考までに教えて欲しい。県の方で県立高校を始め、高校の方で力を入れられると聞いたので、山形市も成年年齢引下げを見据えて、中学校で、消費生活相談員が家庭科の3年生の授業を何コマかもらって、現実に起きていることを材料として講義をしているが、なかなかやはり全校までには広がらない。学校の先生方も忙しくて、カリキュラムもいろいろとあるとは思いますが、少しでも、現場の状況をタイミングよく上手に教える、教材のひとつとして使っていただくようにPRしている。もし、何か県下全域で一緒に進められることがあればという気持ちもある。

(事務局)

消費者教育コーディネーター4名は、消費者教育推進員である。出前講座を開催するときに、最上、置賜、庄内では消費者教育推進員が出前講座に出かけていくという話をしたが、県の4つの消費生活センターごとに1名ずつ配置しているので4人である。業務の内容は資料に記載のとおり、消費生活出前講座の企画・実施、消費者啓発資料の作成などにあたっている者で、特にその道に詳しいのでこられたというわけではないが、1名の方は元教員である。幼児・小学生の講座の部分については、昨年度小学生向けは、買物の仕方を通じてお金の大事さを学ぶという文科省で作成したゲームを使っただけの講座で、幼児向けは、幼児に潜む危険について、どう回避したらいいかという講座である。今年度の小学生は、持続可能な社会というか、地元でできた食べ物を大切に食べよう、残さず食べようということを教えるための紙芝居を通して、そういったことを小学生にわかってもらうという内容である。

(委員)

弁護士による消費生活法律授業だが、山形大学でも1年生に向けて山形県弁護士会と協力して、消費者教育の授業を行っている。先ほど山形市では中学生向けに消費者教育を進めているということだが、消費者教育の推進についてはとりわけ若年者の消費者教育について、山形県内でどんなことが行われているか全体を把握して、それをデータとして出してもらいたいと思う。それが見えないとおそらく、重複して行っている地域と空白になっているところがたぶん見えないと思う。効果的な消費者教育を行っていくために、県が直接関わっているもの以外も含めて、全体の活動を県が把握していただけないか。

(事務局)

消費者教育に関しては、様々な機関で、今進めている。話に出た山形市や山形大学のそれぞれの取組みについて、県で関係する方々とどのような情報のやりとりができるか、それから、今、高校に関係する方々以外の様々な取組みを進めている方々との情報共有の進め方あるいは把握の仕方について、まだなかなか確立されていない段階ではある。しかし、今、話があったように、県内でどのような形で進められている状況にあるのか、皆様と情報共有するのは大変大切なことと、意見として伺った。できるだけ、そのような共有化を図ることを、その手法も含めて、私どもの課題、検討の材料とさせていただきたい。

(議長)

弁護士会でも、先ほど話に出た山形大学で行っている。その他、今年度6か所ぐらいで、NPOが主催して小学生向けに劇をし、弁護士が解説するやり方で行っている。その前は中学校ですごい大きな形ではなくて、小さな形でいろいろと行っている。どこでどういう形で行っているのかわからないので、こういうのやりますと教えていただければ、できる範囲で喜んで協力すると思う。

(委員)

高校生や大学生の授業を担当したことがあるが、高校生と大学1年生だと同じ内容の話をしていても全然大丈夫と思って、ほぼ同じレジュメ、スライドで対応している。高校生が全員大学に行くわけではないので、対象が重複することはない訳だが、効率的なやり方ができるかもしれないので、全体の動きを把握してもらえるといいと思う。

(5) 「山形県消費者基本計画の取組み事項の実施状況について」

(事務局)

【資料に基づき説明】

(議長)

ただいまの事務局の説明について、意見、質問はあるか。

(委員)

高齢者の被害状況について、相談あったのは27%でやはり予防というか、啓発活動が大事だと思ったところである。高齢者・障がい者等の支援の推進を達成するため出前講座

を頑張っているようだが、山形市の包括支援センターの中の権利擁護部会で、包括の職員が課題と思っていることとして、老人クラブとかサロンに来る高齢者は情報収集ができるのでいいが、そういったところに出てこない孤立している高齢者にいかに情報を届けるかということがある。先ほど民生委員さんにチラシを配布しているが、そこで止まっており、包括の方でもいろんなところに参加される方で止まっている状況があり、是非いろんな場面で話をするとき、なかなかそういった場面に出てこない方にも是非届けるような工夫というか、伝えていただける何か良い方法があったら教えていただきたい。

(事務局)

やはり私どもも、消費生活の出前講座の依頼があるところでは、そういった会に出向いて、あるいは主催行事に出席をして、依頼をいただける方については注意喚起の情報を届けることができると考えている。しかし、そういった場になかなか来られない方もいるということについては、私どもも課題として考えていきたい。山形市から話があったとおり、見守りの関係で民生委員のように個別に家庭に訪問するような機会を得られる方々とは、私どもでも福祉との連携という部分において、29年度に様々な情報を届けながら、できるだけ個別訪問の機会の中で、そういった情報を活用してもらえればと情報の共有を行っているところである。これだという決め手はまだない状況だが、福祉との連携も引き続き行い、そういった方々に対しても情報の提供ができるだけ可能となるように進めていきたいし、なかなか公共の場に来られない方に対する情報を届けるための手法について、皆様方の意見を頂戴しながら、引き続き検討していきたい。

(委員)

消費者として一番大事な食品の安全安心について、例えば、消費期限が別々書いてある不適切表示、製造とか販売の許可を得ないで売っていたというのがある。年間に1回、2回だが、自主回収のホームページを見て、どこどこ地区の何という会社のどういうものが今回は不適切かということが、私たち消費者にとって一番大事なことだが、私たちではわからない。消費の期限がいつかと言っても、見たところで何だか古臭いと思えばおかしいと思うが、自主回収なので、事業所が自分で回収すると考えているが、立入検査をして見つかって自主回収になっていることは非常に大事なことだと思う。山形県ではくらし安心課に訊いていいのかわからないが、食品安全衛生課に訊かなければいけないのかもしれないが、ホームページで報告されている自主回収の報告は、山形県では義務化になっているか。

(事務局)

自主回収については、食品安全衛生課で所管をされており、詳細については承知しておりません。

(議長)

食品表示法が改正されて、3年以内に施行される予定だが、食品を摂取する際の安全重要事項、アレルギーとかそういったものに関して表示がされていない食品を販売した場合

において、回収する場合には回収する旨や状況を遅滞なく届け出なければならなくなり、これに伴う罰則がこれから3年以内に施行される。現実として、今は自主公表しているだけで、3年以内にアレルギー情報に関しては改正がなされる予定である、という法的な情報を一応ご提供したい。

(委員)

わかりました。

(議長)

その他いかがか。

他になれば以上で本日の協議は終了とする。

(以上)